

## 山梨県中小企業・小規模企業振興計画 基本的施策一覧

N.○	施 策	内 容
1	新商品・新役務の開発の促進	消費者や取引先のニーズに即応した中小企業者の新商品・新役務の開発を促進するため、研究開発に対する支援、その他の必要な施策を実施します。
2	新たな市場の開拓の促進	中小企業の新たな市場の開拓を促進するため、商談の機会の提供及び国内外における事業の展開への支援、その他の必要な施策を実施します。
3	新たな事業分野の開拓の促進	中小企業の新たな事業分野の開拓を促進するため、中小企業の連携及び共同して行う研究開発に対する支援、その他の必要な施策を展開します。
4	事業承継の円滑化	中小企業者の事業承継の円滑化を図るため、事業承継に関する情報の提供及び相談の受付、その他の必要な施策を展開します。
5	起業・創業の促進	起業・創業を促進するため、ビジネスプランの作成支援や、関連する情報の提供及び相談の受付、その他の必要な施策を展開します。
6	人材の育成・確保	中小企業の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るため、職業訓練の実施、雇用環境の整備に対する支援、その他の必要な施策を実施します。 また、中小企業で働く人、誰もが活躍できる多様な働き方が定着し、労働力不足が解消され、企業の生産性が向上するように働き方改革を推進します。
7	地場産業等の振興	地場産業を担う中小企業を振興するため、新商品の開発及び技能の承継に対する支援、その他の必要な施策を講じます。 地域資源を活用した産業を担う中小企業を振興するため、新たな事業の創出に対する支援、その他の必要な施策を講じます。
8	中小企業・小規模企業の持続的な発展	大企業と比較すると経営資源が十分ではない中小企業の持続的な発展を図るため、様々な災害を想定した事業継続力強化支援、融資、その他の必要な施策を講じます。 また、地域課題の解決に積極的に取り組む中小企業や SDGs など地球規模での環境・社会変化に対応する中小企業を支援します。